

第9期中野区健康福祉審議会 地域福祉部会（第9回）

開催日 令和4年6月7日（火）午後7：00～午後8：48

開催場所 中野区役所 第8・9・10会議室（7階）

地域福祉部会委員

出席者

和気 純子、稲葉 剛、岩川 眞紀、上村 晃一、荒岡 めぐみ、黒木 伸子、
宮澤 百合子、森 京子、丸茂 亜砂美

書面意見提出者

渡邊 昭子

欠席者

坂本 洋、中山 浩一

事務局出席者

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博

健康福祉部 スポーツ振興課長 辻本 将紀

健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔

健康福祉部 保健企画課長 中村 誠

健康福祉部 保健予防課長 鹿島 剛

地域支えあい推進部 地域活動推進課長 高橋 英昭

地域支えあい推進部 区民活動推進担当課長 池内 明日香

地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課長 鈴木 康平

地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課長 古本 正士

地域支えあい推進部 北部すこやか福祉センター所長 荒井 弘巳

地域支えあい推進部 鷺宮すこやか福祉センター所長 小堺 充

地域支えあい推進部 中部すこやか福祉センター地域ケア担当課長 阿部 正宏

地域支えあい推進部 南部すこやか福祉センター地域ケア担当課長 村田 佳生

子ども教育部 子ども・教育政策課長 濱口 求

子ども教育部 子ども政策担当課長 青木 大

子ども教育部 子ども・若者支援センター児童福祉課長 古川 康司

子ども教育部 子ども・若者支援センター子ども・若者相談課長 半田 浩之

都市基盤部 住宅課長 落合 麻理子

【議 事】

○和気部会長

それでは、時間になりましたので始めてもよろしいでしょうか。

皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。第9期の
中野区健康福祉審議会地域福祉部会、第9回目を開催させていただきます。

今日は特に計画の進捗状況について、いろいろご意見を頂きたいという趣旨での開催
でございます。開催回数が少ないので、ぜひ日頃考えていることですか、忌憚のない
ご意見等をお出しいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほうから欠席者の確認をお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

福祉推進課長の中谷と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日の出席状況なのですが、あらかじめご連絡のあった坂本委員がご欠席となっております。それから、まだお越しになっていない中山委員が遅れているようですが、後ほど遅れてご出席いただけるものと思っています。渡邊委員からは書面による意見の提出がありましたので、書類によるご参加となっております。部会委員12名中、半数以上の方がご出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まずは、資料1-1「令和3年度「中野区地域福祉計画」の進捗状況について」。資料1-2「「中野区地域福祉計画」進捗状況」。資料2-1「令和3年度「中野区成年後見制度利用促進計画」の進捗状況について」。資料2-2「「中野区成年後見制度利用促進計画」の進捗状況」です。

続いて、資料3「令和4年度健康福祉サービス等に関する意識調査及び意向調査の実施予定について」です。資料3-1「健康福祉に関する意識調査の調査票の案」です。資料3-2「前回の意識調査からの変更内容の案」です。資料3-3「意識調査報告書の掲載内容の案」です。

続きまして、資料4-1「中野区子どもの権利に関する条例の制定について」。資料4-2「中野区子どもの権利に関する条例」です。

このほか、参考資料としまして、「令和2年度健康福祉に関する意識調査報告書」というオレンジ色の表紙の冊子のご持参をお願いしてございました。

それから、机上配布の資料といたしまして、「「中野区地域福祉計画」等の進捗状況報告について」という資料と、今年度の審議会委員名簿、事務局名簿をお配りしてまいります。

「「中野区地域福祉計画」等の進捗状況について」の資料につきましては、議題1の冒頭で私からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、委員名簿もご覧いただきたいのですが、3月末をもちまして、中野区障害者福祉事業団の相澤明郎委員が退任されましたので、後任の波多江貴代美事務局長を委員として委嘱させていただいております。波多江委員には相澤さんに引き続いて、障害部会の委員として担当していただいております。

それから、事務局の名簿につきましては、黄色く網かけになっている部分が人事異動などで職員が交代となっている箇所でございます。該当人数が多いので、恐れ入りますが、1人ずつご紹介するのは省略させていただきたいと思っておりますので、お読み取りいただければと思います。

また、本日は上村委員から中野区成年後見支援センターのチラシなど資料を頂いておりますので、クリップ留めの資料5点を配付させていただいております。また、宮澤委員からは「進めよう心のバリアフリー」というチラシも頂いておりますので、お配りさせていただいております。議事が終わったところで各委員の皆様からご案内いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上が本日の配布資料でございます。何か不足している資料等がございましたら、挙手いただけましたら事務局の職員が伺いますので、よろしくお願いいたします。私からの事務連絡は以上です。

○和気部長

ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただいておりますでしょうか。それでは議題1「令和3年度（2021年度）「中野区地域福祉計画」の進捗状況について

て」、事務局から説明をお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

では、私から議題 1 番について、ご説明させていただきます。

最初に、本日配付させていただいた参考資料の「中野区地域福祉計画」等の進捗状況報告について」をご覧くださいと思います。こちらに沿って、まずは全体を総括してご説明させていただきます。

本審議会の答申を踏まえて策定した「中野区地域福祉計画」などの計画につきましては、1 ページ目の表にまとめてございます。これらの計画につきましては、年度ごとの進捗状況を計画の分野に応じた各部会に報告しております。それぞれ進捗状況を報告する部会として記載をしているとおりでございます。

また、裏面の図をご覧くださいなのですが、各計画の関係を表してございます。「中野区地域福祉計画」は福祉分野における上位の計画で、高齢者の保健福祉や介護保険、障害福祉などにも関連する内容を含みますので、全ての部会で進捗状況報告を行うこととしてございます。

この考え方に則りまして、本日は「中野区地域福祉計画」と「中野区成年後見制度利用促進計画」の 2 つの計画の進捗状況報告を行わせていただきます。

それでは早速ですが、議題の 1 について、資料 1－1 に沿ってご説明をさせていただきます。

まず趣旨ですが、昨年度、審議会のご意見を頂いて策定をいたしました「中野区地域福祉計画」の令和 3 年度の進捗状況をご報告するものです。各施策の取組状況や今後の予定につきましては、資料 1－2 に記載してございますので、詳細はこちらからお読み取りいただければと思います。

取組の内容が非常に多岐にわたりますので、表紙の裏面にございます目次をご覧ください、ご関心のある分野や関係のあるところを中心にお読みいただければと思います。

それでは、資料 1－1 にお戻りください。各施策の主な取組につきましては、○・△・×の記号で自己評価を行ってございます。それぞれ○は予定どおり実施、または予定を変更して実施したものです。△は予定を変更して実施したものの、計画どおり取り組んだ場合よりも効果が低かったと考えられる場合、×は取組を実施しなかった場合の評価としています。

こちらの資料では、△の評価もしくは×の評価となった取組をピックアップして、評価理由をお示ししてございます。ただし、今回は×の評価となった取組がございませんでしたので、記載しているものは全て△の評価でございます。

評価の理由を順番にご確認いただきます。

施策の 2 から、バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりのうち、道路のバリアフリー化の取組につきまして、事業の調整に時間を要することから△の評価となっております。

次に施策 3 の取組、就労や地域活動を通じた社会参加の促進につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で高齢者の就職相談や面接会を中止したため△の評価となっております。

次に施策 5 の取組として、地域の子育て支援施設の機能強化につきましては、児童館の整備等の検討が当初の予定よりも遅れているため△の評価となっております。

次に施策の 7 から相談支援体制の整備のうち、すこやか福祉センターの重層的支援を行う中心的相談支援機関としての機能を高める取組につきましては、重層的支援におけるアウトリーチチームの役割を整理し、令和 4 年度当初から事業開始する予定でしたが、そのスケジュールが今年度にずれ込んでいることと、その結果、運営の調整が必要とな

っているため△の評価となっているものでございます。

議題 1 についてのご説明は以上でございます。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、また、地域福祉計画の進捗状況全体につきまして、ご質問やご意見がありましたら挙手していただいて、マイクでご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○荒岡委員

民生児童委員協議会から参りました荒岡と申します。資料 1 と 2 に目を通した中で、気になったことが 2 点ございましたので意見を述べさせていただきます。

最初は 1 2 ページです。1 2 ページは施策でいうと 4 番「地域活動への参加と顔の見える関係づくり」。その中で 1 2 ページの一番上ですね、「見守り対象者名簿の活用事例を共有しながら」から始まっている文章がございます。見守り対象者名簿というのはとてもいいシステムだと思っておりますが、これがどのぐらい活用されているのですかという質問を前回もしたと思ひまして、実感として、あまり活用されていないのではないかなという感じがございます。

なぜ活用されないのか、活用しにくいのか。個人情報をお大切にすゝあまり活用できていないという声も聞くのですが、ICT 化に進む前に、とても有意義な見守り対象者名簿が町会の金庫で眠っていることがないように、どうやったら活用できるか、今の活用を妨げていることは何なのかということをもう少し課題として見ていただきたいなと思ひつています。

続けてよろしいですか、1 8 ページまで飛びます。施策 7 「相談支援体制の整備」というところです。上から 3 つ目の「子ども・若者支援センターを中心として、総合相談から専門性の高い相談まで、様々な相談について関係機関と連携し」という、この文章についてです。

これはつい最近経験したことなのですが、2 0 代の方から子ども・若者支援センターに、勉強をしたいという相談があったので、民生委員たちのほうでしている学習支援のほうで請け負ってもらえないかという話があり、子ども・若者支援センターの方といろいろお話をしているところなのですが、とても難しいことがあつて、当事者に対してどういうアプローチをしたらいいかを精神科医に相談したいのだけど、というお話を若者相談センターにしたのですね。

そうしましたら、精神科医さんがいるのかなと思つたら、現状としては精神科のアドバイスをくださる方がいないということをつい最近聞きました。支援する側もそういった専門家にサポートしてほしいなということを経験したので今日お伝えしたいと思ひました。

以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、まず最初のほうの見守り対象者名簿の活用がどのようになされているのかというところで、いかがでしょうか。

○池内区民活動推進担当課長

区民活動推進担当課長の池内です。よろしくお願ひいたします。荒岡委員から質問がありました、どうやったら活用できるかという検討が必要ではないかというところでございます。見守り対象者名簿については、各町会さんで手を挙げていただいたところに

関しまして、個人情報ややはりネックになってございますので、そういった取扱いなどについて研修を実施させていただき、取扱いのお願いをしているところでございます。たとえば桃園のエリアとかだと、活発に使っていただいているというのもよく存じ上げているところです。

見守りの活動や町会の活動等に合わせて使っていただく方法に関しては、やはり先を行かれているような桃園さんなどの事例をお示ししながら、ほかの地域にもこうやって活用いただきたいということをお示しするなど、具体的な事例を挙げてご説明することが大事なかなと思っております。

活用が進んでいない理由としては、どういうふうに個人情報を扱っていいのかとか、どう見守りをしていいのかがわからなかったり、あるいは見守りするには少し荷が重いとか、また、これまでの歴史もいろいろあると思いますので、そういったところもヒアリングを通して確認しながら、各地域の状況に合わせて活用できるように、まずはハードルを下げて、徐々に向かっていけるような筋を描きながら活用の検討をして、それからICT化に取り組んでいくべきかなと考えております。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。具体的にICTを活用するには、どういうことをイメージされてシナリオに入れるのでしょうか。

○池内区民活動推進担当課長

具体的には、タブレットを使ったり、そういった形でもう少し、今は紙ベースであるところを活用しやすいようにということで、訪問したりというときに紙ベースでは駄目だよねとか、あとは更新しやすいようにという活用の仕方でも検討はしているのですが、やはりこれも個人情報の取扱いというところでまだハードルが高い部分はございますので、他自治体の活用の事例などについて、もう少し研究を重ねていきたいなと思っております。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。荒岡委員、よろしいですか。もう1つの質問は、18ページの取組に関連して、子ども・若者支援センターに関わる精神科医の支援者へのサポートについて、お願いします。

○半田子ども・若者相談課長

子ども・若者相談課長の半田でございます。子ども・若者支援センターの若者支援につきましては、昨年度11月末から事業を開始したところでございます。こちらにつきましては、相談員を非常勤で2名雇っているところでございますけれども、ご指摘のとおり、大変申し訳ないですが、こちらのセンターそのものに精神科医は置いていないところでございます。

若者につきましては、精神的な課題を抱えている方もたくさんいらっしゃると思っております。そういった方につきましては、これまですこやか福祉センター等でも支援を行ってまいりました。今後もそうしたところと協力して対応させていただくということで事業を開始しておりますけれども、こういった体制がいいのかについては、引き続き様々な相談を受けていく中で、検討していきたいと考えてございます。

○和気部会長

非常勤というか、スーパービジョンみたいな形で月1回見えるとか、あるいは何か案

件が生じたときにサポートに入ってくくださる体制とか、そういうことは考えておられますか。

○半田子ども・若者相談課長

今現在の体制としましては、区の常勤の職員と併せて、会計年度任用職員と呼ばれる非常勤職員が月16日で2名来ていただいて、そういった相談を受けているところでございます。

若者に関する相談につきましては、内容が本当に多岐にわたりますので、例えば心理的な資格があったりですとか、あるいは、どこかで相談員をやっていたり、そういった方を今、会計年度任用職員のほうでお願いしているところでございますけれども、若者に関するスペシャリストのスーパーバイザーというのは、なかなか適当な方が見つからないこともございまして、今現在は置いておりません。ただ、そういった支援を行っている団体等はたくさんございますし、また、6月からになりますけれども、子ども・若者支援センターの4階で、フリースペースと呼んでいるエリアについて、NPO法人に管理運営の委託を開始いたしました。

こうした団体等ですと、若者支援の実績をこれまで積み重ねたものがございますので、そういったところにもアドバイスを頂きながら、今後の若者支援のあり方について、区として検討してまいりたいと考えてございます。

○和気部会長

ありがとうございます。精神科医とまでいかななくても、精神保健福祉士などの精神領域の専門職や、相談実績のある方はいますので、ぜひ相談員としても、そういう方の雇用とか、あるいはスーパービジョンというの、検討していただければと思います。荒岡委員、よろしいですか。

○荒岡委員

はい、ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。上村委員、お願いします。

○上村委員

社会福祉協議会の上村です。1つは質問と、1つは感想みたいなものになります。今、福祉推進課長からご案内のあった資料の裏面で、施策7のところに相談支援体制の整備の△評価についての説明がありました。その理由が、ここに書いてある「重層的支援におけるアウトリーチチーム」の対応が4月当初ではなくて、少しスケジュールが今年度にずれ込んでいるということですが、この資料1-2の16ページの上段にある地域ケア個別会議、いわゆる地域ケア会議の第3層という考え方がいろいろな会議で示されておりまして、民生委員さんも参加するとか、社協や地域包括も参加するというイメージが出され、それが重層的な支援会議の場合と個別ケア会議、同意が取れているものと取れないものという区別で、年度当初から始まるという予定であったと認識しています。

それが少し遅れていると、いろいろな会議で地域からの声は聞くのですけれども、そのことを指しているのか、また、指しているとするならば、いつ頃から共通ルールとか様式が整理されて、地域別に開始されるものなのかが1つ質問でございます。

○和気部会長

まず、最初の質問をよろしくお願いいたします。

○鈴木地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。ただいま委員からご質問のありました重層的支援会議、支援会議や第3層目の地域ケア個別会議といわれているものについては、前年度から様式や基準、また、会議へのアウトリーチチームの関わり方、多機関協働をどのように構築していくかといったところを議論してまいりました。

年度当初から、第3層の会議体をしっかりと運営していくという予定で検討してまいりましたが、会議のあり方やアウトリーチチームの関わり方について、まだ検討の持ち越しがありまして、少し遅れているといった状況です。

秋頃を目処として、重層的支援会議、支援会議や第3層の会議体をしっかりと多機関協働で機能させていくといったところを目指しております。以上です。

○上村委員

分かりました。

もう1つは意見なのですが、同じ資料1-2の16ページの2段目、「支援を必要とする人・家庭の早期発見」という中の自己評価とか今後の課題のところに、「中野区居住支援協議会」という言葉が出てきております。これは障害者、高齢者、生活保護受給者、低所得者が一方的に退去を通告されて、居住先をなかなか見つけられなくて困るというところから、ここ4、5年、全国的にも居住支援協議会の設立が進んでおります。

中野区は去年の3月に立ち上がって今、進めているところなのですが、これに関して少し紹介しますと、全国組織の会長が村木厚子さんなのですね。今日ちょうど全社協の論文が出ていたのですが、そこでは、住宅はケーキ作りに喩えれば土台になるスポンジであり、これがあって初めて生クリームを塗ったり、イチゴを乗せたりしてケーキにすることができるのだという意味で、やはり住まいが一番肝心だと述べられておりました。

国土交通省がようやく住宅課を作って、厚生労働省と共同してこの居住支援協議会等もできたというところでありますので、ここがすごくポイントだなと思っております。

4月に国土交通省の住宅課長が区役所に来てヒアリングをしてくださり、中野区はここに力を入れているというPRができました。私ども社会福祉協議会の職員が副会長をしておりますが、住宅課に直接つないだ件数が20件近くあるとか、成果が出ております。また、稲葉委員も居住支援をずっとやってくださっているということも聞いております。やはり福祉部門と住宅部門は、密接に連携をして進めていただきたいなと思っております。以上でございます。

○和気部会長

ありがとうございます。貴重なご意見をありがとうございます。稲葉先生、何か。

○稲葉委員

居住支援協議会の話、私も質問させていただこうと思っていたのですが、20ページの「居住支援体制の推進」というところで、昨年度、居住支援協議会主催の公開セミナーに私も参加させていただきましたけど、障害をお持ちの方の住まいというテーマで非常によい内容で、実際当事者の方の声も聞ける貴重な機会だったと思います。

今年度も住宅確保要配慮者とオーナー、双方に対する情報提供を強化していくという

ことですが、何かまたこちらのような、公開セミナーのような形で広く区民に問題を、課題を知らせるような場を作っていただければと思いますが、何か計画されていますでしょうかということと、関連で、子育て関連部署も居住支援協議会に加入されることとなったと記されておりますけれども、今後の展開についてもご説明いただければと思います。

○落合住宅課長

住宅課長の落合でございます。居住支援協議会ですけれども、昨年度と同様に今年度も居住支援協議会の主催や他の団体との共催セミナーを実施するという方向で検討しているところでございます。居住支援協議会の団体内の検討ということになりますので、まだ詳細は決まっておりますませんが、決まり次第、対象になる方や関係団体、皆様宛てにお声がけをして、参加をしていただいてという方向で考えてございます。

子育て支援のほうの参加でございますけれども、令和４年度から正式に居住支援協議会の構成員に子育て支援課が加わったところでございます。今後、居住支援協議会の事業運営部会のほうで事例の検討などを行う際にも、子育て関連の事例の検討等も出していただいて、一緒に検討していくという方向で進んでおります。以上でございます。

○和気部会長

ありがとうございます。せっかく稲葉先生もいらっしゃるので、ぜひ中野区が先進地域となるように積極的に進めていただければと思います。

そのほかは、いかがでしょうか。

○岩川委員

岩川と申します。３ページのところのパートナーシップ宣誓、３４組と書いてあるのですが、パートナーシップ宣誓をすると、どういう利点があるのか。身近なところでは、相手の方が入院したときなどに親族と同様の取扱いというか、手術同意とかというのがあったと思うのですが、中野区ではどんな利点があるのでしょうか。

○中谷福祉推進課長

所管が企画課になるので、すみません、事務局の中に今、企画課の職員がおりませんで大変申し訳ないのですが、責任を持ったお答えにはならないと思うのですが、まず、パートナーシップ宣誓等をやっているということで、性的マイノリティー、ＬＧＢＴＱの方に対して理解が広まるということと、また、ご質問の趣旨は具体的な手続とかの部分でどういったメリットがあるかということかと思うのですが、具体的なところまでは大変申し訳ないのですがお答えできないので、ご了承いただければと思います。

また後ほど調べて、情報提供などができないか考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○和気部会長

それでは、また詳細を調べていただいて、教えていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。

○森委員

介護サービス事業所連絡会の森と申します。介護事業所では２０２４年からＢＣＰ策定が義務づけられる関係で、１７ページの災害時の避難行動支援者への避難支援という

項目についてお伺いしたいと思います。災害時の個別避難支援計画書というのを作成することになっていまして、ここによりますと、3,648件の計画が新たに作成されたということですが、計画を作らなくてはいけない人たちのうち、どれぐらいの割合が計画できたのかを知りたいと思います。

それから、「要支援者の安否確認等を行う協定事業者との連携強化などにより、迅速で的確に安否確認、救援活動が行える体制を整えます」という取組について、協定事業者とはどこの事業者を指していらっしゃるのかを知りたいと思います。

今後の課題のところに、「支援者のいない要支援者に対する支援について、町会・自治会、地域防災会、民生・児童委員等と協力事業者が連携した見守り活動や効果的な救護活動について体制を構築する必要がある」ということで、要支援者の中には介護保険を利用していらっしゃる方もかなりいらっしゃると思うんですね。このところに、やはり介護の事業者も集まって、地域の方たちとどういう避難をしていくのかという話し合いの場をぜひ持っていただきたいなと思います。

以上3点です。よろしくお願いします。

○池内区民活動推進担当課長

区民活動推進担当課長です。まず1点目が、災害時個別避難支援計画の作成率ということなのですが、平成27年から作成を始めまして、令和2年度末の情報なのですが、おおむね48.6%ということで半数ぐらいになっております。

断られる方というか、作成しないという方は、ご家族も一緒にいたりとか、ご自分は大丈夫という意識がある方です。逆に作成を希望される方というのは、やはり単独でお住まいの方で、しかも体が不自由でという方。そうした方の中では、「支援者あり」というところには、誰もいない場合は民生委員さんだったり、あとは介護サービス事業所の担当の方のお名前も見受けられますし、あとは、近所の方だったりということで、意外に身近な方が多く挙げられています。

少し話がそれますけれども、そういった意味でも、介護サービス事業所の方たちにも見守り協定という枠組みではないのですが、見守りについて、地域の方とお話しする機会は逆に持っていただけたらなと思っております。

協定ということになると、協定事業所というのは介護サービス事業所さんのように介護関係メインの仕事をしているわけではなく、例えば、個配をするような生協さんなど、生活の状況を見られる方というか、外から見ている方ですね。あと、水道局さんや郵便局さんなどもあります。

今現在は協定事業者が12件ございますけれども、年に2回ほど協定事業者さんと区と、どういった事例があったかとか、今後どうしていくかというお話をさせていただいているところでございます。

その中で、今後体制として事業者と、あとは、先ほど荒岡委員からもあったように、例えば見守りをしている町会さんだったり、民生委員さんとか、一緒にやっていくことで相乗効果が出る部分もあると思うので、そのあたりをまた検討したりしながら、つなげられれば連携して、より見守りができる体制を地域で作っていただけたらと考えている次第でございます。

○和気部会長

ありがとうございます。作成率が令和2年度で48.6%とおっしゃいましたけれども、母数はどういうふうに出しているのでしょうか。

○池内区民活動推進担当課長

対象者の方については、調査対象の方が3万1,909人、作成者が1万5,501人ということで、累計でやっているのですが、ここの母数というのは対象者の方のことです。

○和気部会長

その3万2,000という数は、年齢とか一人暮らしとか、そういう基準で抽出していらっしゃるのですか。それとも、ご本人に手紙などで、希望するかというようなことを聞いて特定されているのか。

○池内区民活動推進担当課長

年齢と、あとは、介護度だったりというところで人数を分けまして、そこから郵送で作成をお願いしたり、あとは、後追い調査と言って、回答が出されていないところに関しては、よくチェックして、区の職員が実際に訪問をして作成の有無を問うということをしていただいております。そういう状況でございます。

○和気部会長

分かりました。この避難計画書を作成するのは区の職員なのですね。

○池内区民活動推進担当課長

計画書を作成するのは、ご本人が書いていただく、もしくは、ご家族の方ということになっております。ただし、聞き取りでやるときもございまして、そのときは区の職員が代筆させていただいて、作成しております。

○和気部会長

分かりました。ありがとうございます。

○森委員

すみません、何年か前にケアマネジャーに作成依頼をされていたと思うのですが、それがピタッと止まっていますが、もうその必要はないということですかね。半数ですものね。

○池内区民活動推進担当課長

平成27年度からでしたか、そのときは私が担当していたので分かっているのですが、一度ケアマネジャーさんだったりの手をお借りして記載する場合もございました。あのとき、第1回目は、皆さんにこういう説明会をさせていただいた記憶が私もございます。

その後、年度が進んでいく中で周知がされてきたということもあったり、あとは個別に訪問したりということで、かなり網羅できているのかなというところもあります。

ただ、先ほどもお話ししたように、ケアマネジャーさんだったりという方を有力な支援者とご本人が言った場合などには、個別にお話を伺ったりしながら丁寧に進めているところでございます。

○宮澤委員

福祉団体連合会から来ております、私自身は中野区愛育会の会長をしております宮澤と申します。福祉団体連合会のほうでも、ただいまの「災害時個別避難支援計画書」で

すね、各団体にどの程度作られているかということでの調査が何年か前に1回あって、もう年数がかなり経っていて、1回更新するぐらいの形にはなっていると記憶しています。

精神障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害で言えば愛の手帳、そういったものを持っている人たちに対して区のほうから計画書を作りますのでということで、かなりの方が申し込まれていると思うのですけれども、やはり先ほどあったように、家族と一緒に住んでいるから、または、計画書を作るほどでもない、うちの子は軽いからとか、そういった方もいますので、実際にどのぐらいの数が本当に必要で、ちゃんと手が届く形になっているのかということまでは、なかなか把握できないのではないかなと思います。

それよりも大事なのが、やはりこういった計画書を作っても、実際に活用されないという、そこが一番心配なところで、手挙げ方式的な部分があるのですけれども、それをどこまで区のほうで把握ができたり、どのように計画性を持って使われていくのかということが、あまりにも見えないねということが度々話題になっております。

○和気部会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○池内区民活動推進担当課長

ご指摘がありました活用だったりということに関しましては、かなり密な個人情報ということもあり、うちのデータシステムのほうには全部入力をさせていただいて、そのシステムというのが、障害者相談支援事業所も見ていただけるし、包括支援センターも見ていただけるし、あとは、区でもすこやか福祉センターや区民活動センターで見られます。

そういった意味では、日頃からその方に何かがあった場合ということでも、活用はさせていただいております。

ただ、目的が災害対策基本法の改正を受けて作っているものでございますので、本当に災害が起きたときには、名簿の活用ということで地域防災会だったりということに、かなりの個人情報は省きますけれども、提供するという取り決めで防災の管理の課とも話をして進めているところです。

実際に今そういった災害がないので、目にされることがあまりないし、使われているということは特にお聞きになってはいないと思うのですけれども、そういった形で準備しているところではございます。

○和気部会長

ありがとうございます。今、作成率が大体5割ぐらいということで、残りがどうなっているのかということも多分気がかりでしょうし、本当に必要な方がどうなっているのかと、昨日大丈夫でも今日は違ったみたいなことも本来はあり得たりします。いつ起こるか分からない災害に対して、その辺をアップデートしていくのはそんなに容易ではないとは思いますが、ぜひ残りの部分についても地道に取り組んでいって、あと、地域でいろいろ、個人情報はありますが、先ほどの見守り名簿と一緒にですが、何かしらの方法で共有していく工夫があるとよいかなと思います。多分、そういうものがあるということを知らない方もいらっしゃると思いますので。

地域によっては、地域防災の協議会みたいなのを自治会レベルみたいなのを作ってやったりしているところもあるかなと思いますので、そういうところで共有していくのもこれから必要なのかなと思いました。

○上村委員

すみません、全体を通しての1つなのですけれども、外国人という言葉がこの中で出てきていないと思うのですね。地域包括ケア総合アクションプランのほうでは、地域包括ケア推進会議の加山弾先生からのご指摘で、誰1人残さずと言うのであれば外国人、特に中野は非常に特徴的で、多いから入れるべきだというご意見があり、入ったということがありました。

今、社協が絡んでいる外国人支援につきましては、生活困窮者のいろいろな特例貸付を実施している中で、やはり外国人さんが非常に多い状況があります。鷺宮の西住宅という公団では650所帯のうち167所帯が外国人世帯であるというところから、親子して日本語が分からなくて、学校の通知を読めずにそのままにしているという実態が学校からも知らされていまして。何とか日本語を教えられないかということで、2年がかりで、ようやくこの4月から国際交流協会が鷺宮分室を作ってくれて、公団の集会室で日本語教室をやれるようにして、2週間に1回開催しています。そして、間の2週はH A T I J A P A NというN P Oさんが子どもの遊びとか、そういったことを通じて生活習慣を教えるといった仕組みが、「鷺宮応援団」ということでできております。ここは、国際交流協会と社協と、あと民生委員さんが絡んでいるのですが、もう少しリードしていくような行政の力も必要かなと。それを位置づけるのは、この地域福祉計画だったり地域包括ケア総合アクションプランではないかなと思っております。

また、稲葉委員のところの居住支援は今、外国人をすごく助けられておまして、つい最近の会議で、稲葉委員のところの職員さんの苦労話を聞いて、みんなが本当に泣いたと。こんなことをされているのだということを実感しまして、ウクライナだけではないなと、もっと目を広げないといけないということをみんなで認識したことがございました。以上でございます。

○和気部会長

ありがとうございます。地域福祉計画、外国人の文言も確か入っていた記憶がありますけれども、どうなのでしょう。あと、法令がちゃんとないというのが多分究極的な問題だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。都の審議会でも私が発言したことがあるのですが、管轄が違うのでと言われてしまったことがあります、中野区ではどうなのでしょうね。でも地域福祉計画には入らなければいけないですよね。

○上村委員

区民文化国際課というセクションがございますので。

○和気部会長

はい。どなたか区の方、いかがでしょうか。

○中谷福祉推進課長

地域の中で外国人の方がお住まいになられていて、福祉の面でも様々な課題や支援が必要な方がたくさんいらっしゃると思います。そういった方が孤立したりすることのないように、個々の事例によって適切な支援が受けられるようなサポート体制が必要なかなと思います。

実際、私も4月に着任して2か月程度なのですけれども、その中でも支援が必要な高齢者の中に外国の方もいらっしゃったりして、言語の部分でコミュニケーションがうまくいかなくて、どうしようといったことがなかなか難しかったり、その中で後見人になれるような候補の方で英会話が得意な方を探して、情報提供していただいて支援につな

げられないかとか、そういったことを進めたりしているところがあります。何かしら、そういったことを通じて適切な支援ができるような地域まちづくりが必要なのかなと思います。

○和気部会長

この中にはなかったのですが、随時入れていただくなり、常に忘れてしまわないように、しっかり前面に出して、中野区の特性の1つでもあろうかと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、少し時間が過ぎてしまいまして申し訳ありませんが、渡邊委員からご意見を頂いていますので、読み上げさせていただきます。皆様方のお手元にも書面があるかと思いますが。

課題1について、小中学校で認知症サポート養成講座を開催することに大賛成です。若年性認知症の理解を大きな目標とし、子ども・若者支援センター内の児童相談所機能の活性・充実に期待します。その際、専門性ばかりを重点にせず、まずは気軽に相談できる雰囲気づくりをしてほしい。高齢者が生きがいを持って働ける場づくりは、人生100年時代を迎えるに当たって推進すべき課題です。働く場での事業者との連携に期待します。

それから、「つながる・はじまる・なかの」のキャッチフレーズに期待しますというご意見を頂いています。

それでは、次の議題に行ってもよろしいでしょうか。

○中谷福祉推進課長

すみません、事務局から、先ほどパートナーシップ宣誓の関係でしっかりと答えられなかった部分があったので、補足でこのことを少し調べてみたのですが、中野区のパートナーシップ宣誓というのは、同性カップルのお2人からパートナーシップの関係であることの宣誓書の提出を区が受けて、受領書を交付するという取組です。

そういったご関係にあるということ自体を自治体ないし行政機関として認めるというのか、証明すること自体が制度の趣旨というかメリットでございます。多分、ご質問の趣旨は、その受領書をもらうと具体的にどういうメリットがあるのかという、その次の話だと思うのですが、今の時点で制度として、具体的にこんなことが認められますというところは網羅していなくて、恐らくそれは実際にサービスを提供する主体、行政機関であることもあれば民間でもあろうかと思うのですが、異性の夫婦と同じように同性カップルの方も取り扱うのかどうかというのは、それぞれのサービスの主体が決めていくことになるのかなと思います。

少なくともそこにつながるように、行政機関ないし自治体として、そのお2人がパートナーであるということを証明するというのがファーストステップといいますか、制度自体のメリットなのかなと思います。ご説明は以上です。

○和気部会長

よろしいでしょうか。それでは、続きまして議題2のほうに移らせていただきます。「中野区成年後見制度利用促進計画」の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○中谷福祉推進課長

では、議題2につきましてご説明します。資料2-1をご覧ください。

まず、趣旨ですが、地域福祉計画と同様に審議会のご意見を頂きまして、昨年度に策

定をいたしました「中野区成年後見制度利用促進計画」の令和３年度の進捗状況についてご報告をするものでございます。

資料の作りは先ほどの地域福祉計画と同様でございますので、各施策の取組状況や今後の予定につきましては、資料２－２のほうに記載をしてございます。詳細はこちらのほうを見ていただければと思います。こちら、表紙の裏面に目次がございますので、関心のある項目などからお読みいただければと思います。

今回こちらの計画では、全ての取組につきまして「計画どおり取り組んだ」で○の評価となっておりますので、課題が見えにくいかと思います。資料２－２の中の今後の課題の部分を見ていただいたり、あとは、この記載にこだわらずにといいますか、皆様の日々の活動の中で成年後見制度の利用について日々感じられている課題などがございましたら、ぜひご意見などとしてお聞かせいただけると幸いに思います。ご説明は以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

○稲葉委員

稲葉です。６ページの下のところですが、今後の課題のところ「生活保護を受給している区民の成年後見制度への移行について、検討していく」という記述があります。ぜひこれは進めていただければと思っています。私自身が関わっている生活保護受給者の方で、高齢者の一人暮らしの方で、金銭管理の問題等がある、家賃が払えずに住まいを失いかけてしまっている方に介入するような例も幾つかあるのですけれども、地域の中でも非常に孤立されている方が多くて、周りからも気づかれていないということがありますので、生活保護の担当課との連携も含めて進めていただければと思っていますが、その辺り具体的にどのように進めていかれるかということをお伺いできればと思います。

○中谷福祉推進課長

難しい課題でありまして、ケース・バイ・ケースといいますか、個々の事例によるのだらうとは思いますが、生活保護を受給されている方で成年後見制度ということで、保護費を受給されている方についても、将来的には、財産管理能力が不十分になってしまうといった中で成年後見制度の活用ができるようにサポートしていければと考えております。すみません、回答になっていないかもしれませんが。

○和気部会長

自治体によっては、生活保護を受けていると、成年後見制度があまり利用できないところと、区長申立てなどで積極的に利用しているところとあるのですが、中野区は積極的な利用を検討されているということですか。

○中谷福祉推進課長

説明が不足しており申し訳ないです。生活保護を受給されていると、ケースワーカーが財産管理のサポートなどを行っているのが恐らく実態ですが、一方で成年後見制度の利用となると、管理すべき財産があり、本人の意思能力に難しい部分があるため後見が必要なので後見人等を設定していくということになるので、確かに生活保護を受給されている方の場合、直ちに成年後見制度につながりにくい状況があるかとは思いますが。

し、本人の意思の尊重という意味からすると、本来、ケースワーカーがサポートしていただくだけではなくて、そういった成年後見制度に移行していくことが必要なのかなと思います。

○和気部会長

実際に中野区は今、検討中ということですか。

○中谷福祉推進課長

そうですね、今後の課題として検討していかなければならないということです。

○和気部会長

分かりました。すごく積極的にやられている区の事例などもあると思いますので、そういうところも見てご検討いただければ。昔、東京都に問い合わせたこともあるのですが、自治体の判断に任せているという回答を得ましたので、ぜひ自治体マターとして、多分そういうニーズはすごくあると思いますので、ご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。全部が○ということで、そんなに100%はあるかなと皆さんも疑問に思ったりもしたかと思いますが、○と△の間ぐらいとか、これできたと考えていても、本当はニーズが潜在していて、今の生活保護の問題もそうだけれども、見る視点によっては△になったりも恐らくするのだろうなという部分もありますので、あまりこれで満足というよりは、さらに、より取り組むべきこととか、そういうのを積極的に、課題は書いてくださっていますので、そういうところを中心に組み込んでいただくといいかなと思いました。

○上村委員

成年後見制度については、成年後見支援センターが区から委託を受け、また、この4月から社協が中核機関になっております。お金を頂いて、しっかりと情報発信をして、相談件数を増やして、市民後見人を育成したいと思っております。まだ全国で23万人しか成年被後見人がいないわけでありまして、全然進んでいないと、いろいろな方からもご指摘を受けております。SOSの発信ができなかったり、やはり成年後見人という言葉はまだ知らない、制度を知らない、そこがまずは課題だと思っていますので、この計画はひとつではなくて、社協としてしっかりと課題として取り組みたいと思っております。やはり広報・周知が大切と思っております、いろいろな講演会も計画をしています。

SOSが出せない人は情報も取りにくいと、取る余裕がないと、そういうご指摘もあるので、目に見える形で、これが成年後見制度なのだという広報・周知について、少し知恵を出しながら、今年工夫していきたいと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事の3に進めさせていただきます。令和4年度健康福祉サービス等に関する意識調査及び意向調査の実施について、資料の説明をお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

続きまして、私から議題の3につきまして、ご説明いたします。資料3をご覧ください

い。次期地域福祉計画等の策定に向けましては、令和５年度に設置を予定してございます第１０期健康福祉審議会に、計画策定に向けた基本的な考え方について諮問させていただきまして、その答申に基づいて策定することを予定してございます。

計画策定に向けて、健康福祉施策等に係る区民などの関心や意見、また、介護保険や障害福祉のサービスの利用実態や今後の利用意向などを把握するために、本年度に調査を予定してございますので、その案についてご報告するものです。

まず、調査の概要でございますが、「健康福祉に関する意識調査」、「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」、「障害福祉サービス意向調査」の３つの調査を実施いたします。各調査の対象者や標本数につきましては記載のとおりでございますので、お読み取りいただければと思います。

続きまして、裏面をご覧ください。前回調査との主な変更点ですが、１点目は調査の実施時期の変更でございます。前回の調査までは、計画策定を行う年の５月頃に調査を実施しておりましたので、集計や分析結果が得られるのが、その年の５月頃になってございました。今回の調査では、令和５年度の計画策定に向けまして、その前年である本年度に調査を実施いたします。３月までに報告書の作成が完了し、集計・分析が得られる予定となっております。

２点目は、本年４月に民法が改正されましたので、成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられたことに伴いまして、健康福祉に関する意識調査の調査対象を２０歳以上の区民から１８歳以上の区民に改めております。

続いて３番、調査方法ですが、この調査は現時点では郵送による配布・郵送の回収により実施することを予定してございます。

それから、区民への周知方法としましては、区報及び区ホームページにより広報いたします。

最後に、今後の予定ですが、９月に「健康福祉に関する意識調査」、「障害福祉サービス意向調査」の調査票の発送を行います。以降、調査票の回収と集計・分析を行います。１１月には「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」の調査票の発送を行いまして、こちらのほうも以降、調査票の回収、集計・分析を行います。３月には調査報告書が完成する予定となっております。

※印で書いておりますとおり、「高齢福祉・介護保険サービス意向調査」につきましては、国の手引きが１０月以降に発出される見込みということで、他の調査よりも遅れて実施する予定となっております。

続きまして、３ページをご覧ください。下のほうに※印で書いてあるのですが、「各部会での報告について」というところで、表のほうをご覧ください。それぞれの調査実施案につきまして、記載のとおり審議会の各部会の議題とさせていただきました。地域福祉部会では健康福祉に関する意識調査についてのみご確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

以降、資料３－１、３－２、３－３に沿ってご説明をいたします。

資料３－１をご覧ください。こちら調査票の案となっております。こちらは前回の調査からの変更点として、設問の追加や修正・削除などを反映したものとなっております。

前回の調査からの変更点につきましては、資料３－２にまとめてございます。なお、オレンジ色の表紙の冊子の令和２年度「健康福祉に関する意識調査報告書」の１５１ページ以降が前回の調査票となっております。

資料３－２の左上に変更点の数を記載してございます。新たな設問が７問、問の文や選択肢に変更があった質問が４問、削除した設問が１０問でございます。以降、資料の真ん中ほどの令和４年度の設問の問の番号に沿って、ご説明をいたします。

問（２）は年齢を問うものでございます。先ほどご説明いたしましたとおり、成年年齢の引き下げがありまして、対象年齢を引き下げますので、新たに１８歳、１９歳の選択肢を追加するものです。

続きまして、問３から問７までの５つにつきましては、中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定に向けまして令和２年度に実施された「暮らしの状況と意識に関する調査」の設問につきまして、後追いの確認を行うものでございます。

続きまして、削除する設問です。本調査では昨年度の回答者から設問数が多いとご指摘が多数寄せられておりますので、単に経年変化を目的として、計画の指標等に活用しない問につきましては、改めて設問の必要性を検討いたしました。

変更等の理由が「設問の整理」となっている項目につきましては、このような検討の結果、設問を削除することとしたものでございます。

問８と問９は令和２年度の問３を削除するために、その設問からの分岐ではなく、全員対象に変更するものでございます。

問１８につきましては、前回の調査では東京２０２０大会の開催前に調査を行ったのですが、今回は開催後の調査となるために施策の効果を測る問に変更するものでございます。

次に、問２６につきましては、「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」の成果指標の確認を行うために問を追加するものでございます。

次に、問４３につきましては、「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」の普及啓発の新規事業の評価指標の１つとするために問を追加するものでございます。

続きまして、資料３－３、報告書の掲載内容の案でございます。こちらは調査実施後の分析につきまして、現時点の案をお示ししているものですので、前回の調査報告書と併せてご覧いただきたいと思います。

グラフ形式の項目は、設問の集計結果をどのようなグラフで表すかを示してございます。また、クロス集計の項目につきましては、その設問の集計結果と別のデータをクロス集計する案をお示ししてございます。その他の欄では、設問間のクロスについて案をお示ししてございます。「×問１４」となっている場合には、問１４とクロスするということを表してございまして、それぞれクロスを行う設問同士で関連性や傾向を確認していくこととなります。

例えば問１４の「自身の健康状態をどのように感じるか」という問につきましては、複数の設問とクロスをする案としてございます。以前の調査から問１５－１の「運動・スポーツを１年以上続けていますか」という設問とクロスをしておりますが、令和２年度の意識調査報告書の５６ページに記載しておりますとおり、継続的に運動やスポーツを行っている人のほうが主観的健康観がよいという傾向が見えてございます。

今回新たに問３２の「自殺対策は自分自身に関わることだと思いますか」という問とクロスする案としてございますが、これは自殺の原因の第１位が健康問題ですので、主観的健康観とも関連性を確認することで、自殺対策の施策の検討に活用できるのではないかと考えてございます。

クロスする案につきましては、このように個々の設問の回答間の関連性や傾向をデータで把握をし、各計画の策定や施策の検討材料にしていくことを狙いとして設定をしております。

以上で、議題の３についての説明を終わります。

○和気部長

ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問がありましたら、よろしく願います。

○岩川委員

1つ、よろしいですか。調査標本数、健康福祉に関する意識調査は3,000人と書いてありますが、どういう方が選ばれるのですか。

○中谷福祉推進課長

無作為抽出により決定します。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。かなり細かかったりもしますので、もしも今お気づきにならなければ、この会議が終わった後、1週間ぐらいの間にメール等でご意見などを出していただいてもいいと聞いておりますので、そちらのほうでご指摘いただくこともできます。よろしかったでしょうか。

それでは、議事を進めたいと思います。議事の4番目「中野区子どもの権利に関する条例」の制定について、資料の説明をお願いいたします。

○青木子ども政策担当課長

皆さん、こんばんは。子ども政策担当課長の青木と申します。私から資料4-1に基づき、「中野区子どもの権利に関する条例」の制定につきまして、ご報告をさせていただきます。

区では、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことによって、子どもの権利を保障し、子どもに優しいまちづくりを推進するということを目的にしまして、「中野区子どもの権利に関する条例」を制定し、本年4月1日から施行となりました。

この条例は、子どもの権利を保障するための理念、大切な考え方と、その理念を実現するための枠組みを規定したものになります。条例の内容につきまして、資料4-2に条例の全文をお付けしておりますので、そちらで説明をさせていただければと思います。

資料4-2、目次のとおり、前文及び第1章から第6章、附則という構成でございます。ざっとご説明させていただきますと、まず前文につきましては条例の趣旨が伝わりやすくなるよう、子どもは権利の主体であるということと、その権利が保障されるということ、子どもをパートナーとして子どもに優しいまちをつくっていくということ。あと、日本は子どもの権利条約に批准していることなどを記載してございます。

第1章が総則になりまして、第1条（目的）、第2条（用語の意味）、第3条が（基本理念）ということで、第3条がこの条例の中でもかなり重要なものになりまして、少し基本理念を紹介させていただきますと、4つの基本理念を掲げておりまして、この4つの基本理念というのが、国際条約である「児童の権利に関する条約」の一般原則として定められている4つと一致しております。

まず、（1）「子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること」と、これが一般的には生命・生存・発達の権利と呼ばれているものです。

（2）「子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること」と、これは子どもの意見表明権と呼ばれているものです。

（3）が「子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること」、これが子どもの最善の利益と呼ばれるものです。

（4）が「子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること」、これが差別の禁止というものです。

この4つを基本理念として掲げまして、第4条からは（区の役割）で、第5条が（区民の役割）で、第6条として（育ち学ぶ施設および団体の役割）と。学校であったり子ども施設の役割ですね。第7条として（事業者の役割）、そして、第8条（中野区子どもの権利の日）ということで定めております。

第2章につきましては子どもの権利の保障となりまして、まず第9条で、あらゆる場面において特に重要になるという権利を定めておりまして、その後の第10条、11条、12条で子どもの生活の場面ごとに特に重要になる権利というのを、それぞれ家庭、育ち学ぶ施設及び団体の活動、地域社会における権利の保障という形で定めております。

第3章が子どもにやさしいまちづくりの推進となりまして、第13条（子どもの意見等の表明および参加）、第14条（子ども会議）、第15条（虐待、体罰等の防止）、第16条（いじめその他の権利の侵害の防止）、第17条（貧困の防止）、第18条（有害または危険な環境および情報からの保護）、第19条（居場所づくり）という内容でございます。

第4章につきましては、子どもに関する取組の推進および検証となりまして、第20条（子どもに関する取組の推進）、第21条（子どもに関する取組の推進計画の策定）、第22条（中野区子どもの権利委員会の設置）、第23条（権利委員会の意見の尊重）という内容でございます。

次に、第5章につきましては、子どもの権利の相談および侵害からの救済となりまして、第24条（中野区子どもの権利救済委員の設置）、第25条（救済委員の職務の執行）、第26条（救済委員への相談等）、第27条（救済委員の要請および意見の尊重等）という内容でございます。

第6章につきましては雑則となりまして、第28条（委任）という内容になっております。

今回の条例を作るに当たりまして、少し特色がありまして、子どもに読んで理解される条例、親しみを持っていただけるような条例にしたいということで、なるべく堅苦しい言葉でなくて、簡単な用語を用いて、漢字には振り仮名を全て振るということ、あと、条例全体を「です・ます」調を用いた文体として規定しております。

最初の資料4-1にお戻りいただけますか。2番ということで、先ほどの条例の中でも第5章のところに出てきましたが、子どもの権利救済機関というオンブズマンのようなものを設置するというのが条例で規定されておりまして、こちらにつきまして、今の地域福祉計画の中で「子どもが相談でき、解決に向けた支援ができる仕組みづくり」と書かれている部分を具体化するものが、この子どもの権利救済機関になりまして、その設置に向けて今検討を進めているところなわけなんですけれども、子どもの権利救済委員というオンブズマンのような方を3名任命して、さらに、子どもが相談しやすいよう相談窓口を設置して、そこに専門の相談員を配置するというので今、検討を進めているところでございます。

相談窓口につきましては、教育センター分室の中に作る予定で、本年9月に開設する予定で今準備を進めているところでございます。

報告内容については以上でございます。

○和気部会長

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等がありましたら。では、黒木委員。

○黒木委員

次世代育成委員の黒木と申します。よろしくお願いいたします。私も、次世代育成委

員の会議の中でもこの条例を目にしまして、区民の皆さんがこれを本当に実施できたらかどうか、取り組んでいけたらすごくいい条例だなと思っております。

これは今年の令和4年4月1日から施行しますということで、子どもたちにはどういうふうに伝えてあるとか、どういうふうに配布したりしているかという点をご質問させていただきます。よろしくお願いします。

○青木子ども政策担当課長

まず、この条例を作るに当たって、区民の方々に集まってもらって審議会というのをやって様々な議論をしたのに加えて、当事者である子どもの意見をきちんと聞かないといけないということで、子どもに対してアンケート調査をしたり、あとは、実際に児童館などに我々が出向いて行って、子どもからヒアリングをやって、この条例を作ってきました。

それで、条例ができたということをまず意見を頂いた子どもたちにきちんとフィードバックする必要があるかなということで、意見を聞いた児童館で、子どもたちからのこういう意見があって、最終的にこういう条例ができましたと、少し分かりやすくしたような資料を、大きめの紙に印刷したものを各児童館に貼るといったことをしたり、あと、これは今準備を進めているところですけれども、条例の内容を分かりやすくしたリーフレットを作って子どもたちに配布するというを進めているところで、それはやはり年齢層によって伝える内容が異なると思うので、小学生用とか中高生用とか、年代に分けてリーフレットを作っていこうかなというところで今、進めているところです。

○和気部長

ありがとうございます。子どもは年齢によって全く違いますよね。権利の主体といきなり出てきますけど、小さな子は、主体とは何だろうみたいな、きっと疑問に思うのだろうかと思う。優しくは書かれているけれども、大人が読んでも普通の文章とか、大人が読んでも結構読み応えがある文ですので。リーフレットは本当に要点というかメッセージ、何か困ったことがあったら相談しようぐらいのメッセージ性が強いもののほうがいいのかもしいですね。中高生はもう大丈夫だと思いますけれども。

どうぞ、岩川委員。

○岩川委員

これを見せていただいて、小学生、中学生、高校生まで対象ですよ。そうすると、この「中野区子どもの権利に関する条例」というのは、ある程度国連総会で採択された児童の権利条約とか、子どもの権利条約、その辺がもとになって、そして、その後でできたものだと思うのですが。

そして、子どもの権利の日、11月20日とあるけれども、どうしても教員なものですから何年にできたとか、それから、初めのところの表紙の次にめくったところ、これはもう条例として施行されていますから直せないと思いますけれども、「世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます」辺りが、国連総会で採択されたところと、日本がいつ批准したかという辺りをパンフレットのほうに書いていただけるといいかなと思うのです。

突如中野区で出てきたわけではないと思いますし、その辺の4つのお約束という辺りは、かなり国連総会で批准された子どもの権利条約の推進に則っているかと思うので、この辺の関連性というか経緯を少し、条例には書かなくていいけれども、パンフレットに書くと高校生ぐらいは分かりやすいかなと思いました。

それから、区民の役割みたいなことが書いてありますが、そうすると、大人もこれ

を見なくてはいけないということですから、優しい言葉もいいけれども、何がポイントかということや、経緯を書いていただくといいなと思います。

○和気部会長

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○岩川委員

パンフレットが楽しみです。

○和気部会長

そうですね。あと、小学生などの場合は、例えば先生なり、読んでくださいと言っても、そんなに自ら進んで読もうという子は限られていますので、社会の時間とか公民、公民は高校ですかね、そういう時間に先生が説明するというのが多分一番記憶に残ると思うのですが、そういう学校との連携というのはされる予定ですか。

○青木子ども政策担当課長

そうですね、学校とも連携しまして、リーフレットなどができたときは学校を通じて配布したり、あと、条例を作る過程でも幾つかやったのですが、学校に我々が向いて行って、出前授業みたいな形で1時間を頂いて説明するというところもあるかと思いますので、その際は当然この条例ができた背景にある児童の権利に関する条約のことなども含めて伝えていくといいのかなと思います。

あと、中野東図書館という新しい図書館が中野坂上にできたのですが、そこは子どもの専用のフロアがあって、そのフロアの一角に今、子どもの権利条約とか、子どもの権利に関する書籍を、子ども向けの書籍を集めたコーナーを頂いて配架しておりますので、それも含めて様々な方法で、この子どもの権利条例、また、条約も含めて子どもの権利の普及・啓発をしていきたいと考えております。

○和気部会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。丸茂委員、何かありませんか。

○丸茂委員

地域福祉計画の進捗状況のところにも少し絡むかもしれないのですが、救済窓口が置かれて、子どもたちが相談できるというご説明がありましたが、確か虐待の相談対応件数ですとか、そこで誰が相談したかという、親が相談したとか、行政の機関が相談したとかというデータがあったと思うのですが、今すぐ出てこないのですが、確か千何件ある中で、子ども本人からの相談というのは確か4名ぐらいだったのですね。

毎年そういう状態だったというところがあって、どうしたら、では子どもたちが自分の声で相談できるのかといったら本当にハードルが高いのだろうと、そのデータから見ても思っていたところなのです。

例えば今、家に電話がないお家があったりですとか、キッズ携帯をみんなが持っているわけでもないこともあって、メールができるような年代になってくるとつながりやすいのかなと思うのですが、それこそ乳幼児から考えると、どういうふうにしたらいいのだろうと悩むのですが。どのように子どもたちが相談機関につながることを想定されているのかなと思いました。

○和気部会長

よろしくお願いします。とても大事な問題だと思います。

○青木子ども政策担当課長

今、9月の開設に向けてちょうど詰めているところでして、やはり子どもの権利救済機関というと、かなりハードルの高いものに聞こえてしまうのですが、表向きは子どもの相談室という形で、何か困ったこととか悩んでいることがあったら何でも相談してねという入り口でハードルを低くするというのがまず1つの特徴です。

あとは、相談しやすい雰囲気づくりとして、教育センターの分室というのが建物としては少し堅いイメージの場所になるので、いかに窓口を柔らかい、優しい雰囲気にするのかということと今、工夫してやっているところです。

あと、さっき丸茂委員がおっしゃった、アクセスをいかにしやすくするかというところで、電話の回線は当然設けるのですが、フリーダイヤルを入れようかなというのは考えています。手紙だとか、直接来ていただいたり、あとは、やはり児童館をはじめ地域の様々な子ども施設や様々な関係者の方からつないで紹介して来ていただけたらとか、その辺りを少し考えています。

あと、当然窓口が開設されたら、子どもたち向けの周知用の、他の自治体だと名刺サイズのカードを作って配っているというのも事例としてありますので、そういった工夫をして、いかに窓口を子どもたち自身に知ってもらえるかというのが非常に重要なと考えています。

○丸茂委員

ありがとうございます。すごく詳細なところをご提案というか、お考えになっているということで、すごく心強いなと思いました。虐待の問題に関しては、私も自分が子育てをしているので当事者意識がすごく強くて、地域の子どもたちを見ていても、なかなか歯がゆい思いをたくさん経験しているので、何とか知恵を出し合って、行政と市民というところで一緒に協働できたらなと常々思っているのですけれども、学校のご協力、先ほど出前授業もあってということだったので、もしご協力が頂けるようだったら、例えば救済委員をされている方が学校に行っていていただいて、子どもたちに教えてくれる機会があるといいなと思っています。

あとは、来るのを待つということではなくて、やはりアンケート調査なり、ほかの自治体でやっていることもあるようなのですが、何か困っていることはないですかなどというのを定期的にアンケート調査を入れていくといったところで、実はこんなことで困っているという声が出てきたりということもあるようなので、そのことも検討の中に入れていただけたらいいなと思いました。

○和気部会長

ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

すみません、うっかりしていました。渡邊委員から、議題の3と4に関するご意見をいただいているため、併せて読ませていただきます。

まず、議題の3について、調査票をじっくり読ませていただき、一区民として自分なりに回答してみました。意識・自覚を持つことの大切さを痛感し、大変参考になりましたというご意見。

それから、この議題4につきましては、条例を初めて目にしました。心にしみわたりました。今の時代、うっかりすると子どもの権利を奪ってしまいがちな住みにくい社会になっています。子どもの権利の日、11月20日を設定することで意識化を図り、学

ぶ機会を設けたいです。全ての子どもが誰一人として取り残されることのない社会、健やかに育ち、学べる子どもの社会になってほしいですというご意見を頂きましたので、ぜひ引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、そのほかございませんでしょうか。どうぞ、宮澤委員。

○宮澤委員

この条例に関して、もっと早くからあったらいいのになということと、本当はわざわざ作らなくても当たり前のように1人1人がちゃんと守られてというのはいいと思うのですけれども、今ヤングケアラーの問題等がいろいろ社会的に出てきていますが、1人1人は、自分の家がそうだから、ほかの家もみんなそんな感じなのかなと思ってしまっている場合があるのですね。お母さんのお世話をしたり、きょうだいの世話をしたり、お父さんのお世話、それから、おじいちゃん、おばあちゃんのお世話をすることが、みんなもそうしているのかなと、自分が置かれているのが当たり前と思ってしまっていて、その置かれている状況がとても大変だということにさえも気づかないでいる人たちがいるということ、私もいろいろ読んで衝撃を受けたのですけれども。

そういうサインをやはり学校等とか、先生とか、ご近所の方とかがうまく拾い上げてあげて、今から取りこぼさないようにしていくということがとても大事だと思うので、この条例を読みながら、やはり大切にしていってほしいなと思いますし、それこそ子どもたちの発達段階によって分かりやすく、いいものを作っていただきたいなと思っております。分かりやすいリーフレットというものをとても期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○和気部会長

ヤングケアラーについては何か区のほうからありますか。

○鈴木地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課長です。ただいま委員からお話があったとおり、ヤングケアラーの問題についてなのですが、やはりご家族であったり、ごきょうだいもそうですけれども、複合的な課題を抱えていらっしゃるということが多いかと思います。

今、区のほうで進めている重層的支援体制を構築していくに当たって、そこでどのようにそういった子をキャッチするかというところで、それは学校との協力であったり、地域の方の協力があって、先ほどおっしゃったように自分がそうと思っていないという子も含めて、いかにSOSをキャッチしていくかということが重要になってくるかと思っています。

地域の団体ですとか、地域の皆さんと学校も含めて協力して、そういった体制でどういった支援が行えるかというところを、ケアしているご家族に対してと、ヤングケアラーになってしまっているお子さんに対して、どのように支援を行っていくかというところを考えていきたいと。まずはどんなふうにキャッチしていくかといったところを重要視していきたいと考えております。

○和気部会長

よろしくお願いいたします。こちらは多分制度化もされるかと思いますが、ぜひ区のほうで積極的に進めていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら議事は終了ということで、私から関連情報についてご説明するのですね。

○中谷福祉推進課長

その前にすみません、議題の1番のパートナーシップ宣誓の制度のお話、先ほど補足でご説明したのですけれども、もう少し補足できるようになったので、お話しします。

先ほど受領書のお話をしたのですが、それをどういうふうに活用できるかというところで、想定としては住宅ローンとか生命保険とか、あと医療機関とかで2人の関係を説明しなければいけないようなシーンがあったときに、それがしやすくなるという効果があります。実際、そういうところで親族と同等のサービスが受けられるかどうかは、その先の民間企業だったり自治体の考え方や判断によるので、少なくとも本人たちのというか、パートナーの関係にあるということを説明しやすい証拠として使うことができるということです。

中野区の行政サービスとしては、受領書そのものと直接は関係ないのですけれども、ただ、住民票の取扱いが変わっていきまして、親族以外の方でも同一生計であれば住民票上同一世帯にできると。そうすると、国民健康保険の場合に保険料など、住民票上の世帯を基本として算定するような場合には同一世帯になりますので、同性パートナーの場合も世帯として見るということが可能になっているというところがございます。補足は以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。そうしましたら、上村委員から資料、あと、宮澤委員からも話題提供といいますか、関連情報を頂いておりますので、ご説明をお願いいたします。

○上村委員

では、最初に私のほうから、クリップ留めの成年後見支援センターのチラシになっております。これは今まで使っていたチラシなののですけれども、中核機関用のチラシの更新を今、検討中でございます。裏面は制度を紹介するようなものになっています。また、青いチラシは無料法律相談で、7月以降の日程が入ったものを紹介しております。

次に、ひきこもり相談の、この青いチラシですけれども、社協としても当事者グループのカタルーベの会とか、中野わの会とか、ここ3、4年やってきているのですけれども、区のほうから看板を出してPRをしてくださいということで委託を受けまして、ひきこもり相談という看板を掲げて、専用の電話と専用のメールを出してあります。今までは「福祉何でも相談」というところに電話が来ていたのですけれども、少し分かりやすく出していきまして、後ろのほうでは、この方が相談を伺いますとフルネームで出ております。それで、カタルーベの会と中野わの会を紹介しています。

次に、「まちなかサロン」のご案内ということで32団体、多いときは42団体あったのですけれども、コロナ禍の2年間で、やはりサロンを辞めた、スタッフが去ったというところや、2年間会場が使えないからということで少し減りましたが、まちなかサロンを含めて地域活動の再生ということも社協のミッションでございますので、オーナーさんといろいろ話しながら、本当に工夫しながらやるということでやってございます。

最後に、「中野つながるフードパントリー」の報告ということで、寄附金が240万集まって、8回行いました。チラシの中に、それぞれ地域で8回開催した様子が出ております。地域の町会、民生委員、各種ボランティア、学生さんに協力いただいて、応援団として1か所につき100所帯前後配布することができました。御礼のはがきを見ますと、本当に涙が出てくるような、ここ数か月、2、3か月で1合半のご飯を3人で食べて、おかずはありませんでしたとか、宅配便で送ったときに、お菓子は1年ぶりでしたとか、宝箱を頂いたようですというような言葉がございました。ライオンズクラブからの寄附金で、そんなこともさせていただきました。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。

○上村委員

もう一つ、今日持って来なかったのですけれども、「こどもほっとネット」というリーフレットの今年度版ができて、いろいろな会議で配ってきたのですが、区立学校の小中学校の生徒さんには子ども食堂と無料塾の団体が、三十数団体入ったものが今月か来月に配られますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。1点、質問ですけれども、このパントリーに来られる方の個別の相談といいますか、そういうものも併せてやっていらっしゃるのですよね。

○上村委員

はい、生活相談、それから、法律相談はできないですけれども、生活相談につきましては、つくろい東京ファンドさんが毎回来ていただきました。あと、生活保護の課長も毎回来ていただきまして、こちらが声をかけて、何か困っていることはありませんかと、少し無理やり声をかけてという形でやらせていただきました。

○和気部会長

ありがとうございます。それでは、宮澤委員、よろしくお願いいたします。

○宮澤委員

こちらの「すすめよう心のバリアフリー」というものを私どもの会のオリジナルのものとして、おとしぐらいから後ろ側の地図を直しながら何度か発行しております。2年前、中野区内で会員さんたちが使っている駅やバスの事業所等に、このパンフレットを持ってご挨拶に回っていたのですけれども、昨年とその前、コロナもすごかったので行けなかったものですから、5月の終わりぐらいからまた中野区内の駅、中野区から新宿、西武新宿であったり、練馬特別支援学校に通っている子どもたちも中野区内にはおりますので、大江戸線の光が丘の駅のほうまで、全部で40か所ぐらい、駅を回り始めたところです。

私も先週と今週で15駅ぐらい回ってきたのですけれども、何か困ったことはありませんかと聞くと、中には電車が好きな子が、触りたくて、わざわざボタンを押してしまって、電車を止めてしまった件とか、本当にいろいろなケースがあります。

知的障害と一言で言っても1人1人少しずつみんな違うのですよね。この辺をやはり分かっていたきたいなということと、あとは、障害が重たい方は支援者とか、それから家族などと一緒にいることが多いのですけれども、割と軽めの方などが1人で通学や通勤で交通機関を使っているときに、いつもと違うことが起こったときというのが、やはりすごく難しいのですよね、戸惑ってしまうということで。

自分が乗っている電車が止まってしまった、すぐに動かないみたいな、そういうときにパニックになっているような子を見かけたときには、優しい言葉で、ゆっくりと丁寧に分かりやすい言葉で「どうしましたか」と話しかけてくださいと。

また、災害時等は、本当に危ないということが、その状況自体もパニックになってしまっても分からないかもしれないので、とにかく危険が迫っている場合には、ひとまず安全な場所へ誘導していただきたいということですね、そういうことを普及するために、交通機関を回っている最中です。

今後は、毎年行っているのですけれども、警察、消防署、大きな交番等にもご挨拶に行っ
てまいります。以上です。

○和気部会長

どうもありがとうございました。それでは、そのほか何か情報提供、話題提供ござい
ませんか。

それでは、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもお疲れさ
までした。

——了——